

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 望月 義夫

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年
財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
令第三号

）の一部を次のように改正する。

別記様式の表1及び表2を次のように改める。

表1 食品廃棄物等の発生量 (= + + + +)

業種	発生量 (t)
合計	
発生量の把握方法	

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値 ()

業種	売上高、製造数量等		
	名称	単位	値
	名称	単位	値

別記様式の表4から表12までを次のように改める。

表4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量（＝（（ - ）× ））

業種	平成19年度発生原単位 （＝平成19年度の・平成19年 度の）	発生抑制の実施量（t） （ ）
合計		

表5 食品循環資源の再生利用の実施量（ ）

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量（t）
小計		

合計	小計			総計

表 6 都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府 県名	発生量 (t)	再生利用の実施量 (t)							
			合計	肥料	飼料	炭化の過 程を経て 製造され る燃料・ 還元剤	油脂・油 脂製品	エタノー ル	メタン	

合計	
----	--

表 8 食品廃棄物等の減量の実施量 ()

業種	減量の実施量 (t)
合計	

表 9 食品循環資源の再生利用等以外の実施量 ()

業種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量 (t)
	小計	

	小計	
合計		
総計		

表10 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量 ()

業種	廃棄物としての処分の実施量 (t)
合計	

表11 食品循環資源の再生利用等の実施率 ((+ + × 0.95 +) × 100 (%))

基準実施率 (%)					
平成19年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率（％）	
	業種	再生利用等の実施率（％）
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由		

表12 再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先又は譲渡 先の業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）	
	住所	
	再生利用の実施量（t）	
	特定肥飼料等の種類	
委託先又は譲渡	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）	

先の業者	住所	
	再生利用の実施量（t）	
	特定肥飼料等の種類	

別記様式の表14中「これに基づく命令により定められた基準」や「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準」に定める。

別記様式の表15中「その他の」を削ぐ、「に実施した」や「の先進的な」に定める。

別記様式の備考8中「表2から表4まで」や「表3」「11」、「表10」や「及び表11」に定める、「及び対前年度比並びに表11の食品廃棄物等の発生原単位、食品廃棄物等の発生抑制の実施量及び食品循環資源の再生利用等の実施率」を削ぐ、同様式の備考12中「表8」や「表9」に定める、同様式の備考13中「表10」や「表11」に定める、「なお、平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。」を削ぐ、同様式中備考14を削ぐ、備考15を備考14とじ、同様式の備考16中「表10」や「表11」に定め、同備考16を同様式の備考15とす。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令第一条の規定により同日以後に提出する同条の報告書から適用する。